

【 顧客紹介に関する規約 】

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、日本モーゲージサービス株式会社（以下「当社」といいます）及び、当社が提携する金融機関（以下「提携金融機関」といいます）の住宅ローン商品等（以下「提携ローン」といいます）の利用を希望するお客様（以下「借入希望者」といいます）を、当社若しくは当社のアライアンスパートナーにご紹介（以下「顧客紹介」といいます）頂く住宅会社等（以下「取次店」といいます）との間に適用されるものとします。
2. 取次店は当社若しくはアライアンスパートナーへの顧客紹介にあたり、予め「顧客紹介に関する同意書」をアライアンスパートナー経由にて当社に提出して頂きます。これらを当社に提出いただかない取次店からの顧客紹介は、当社はこれを承ることが出来ません。

第2条（顧客紹介の範囲）

取次店が行う顧客紹介とは、以下の範囲の業務をいいます。尚、以下に属さない業務については、当社、アライアンスパートナー並びに取次店の協議の上、追加することができるものとします。

1. 借入希望者紹介業務
取次店は、借入希望者が以下各号の要件をいずれも満たすと判断した場合に、借入希望者の提携ローン申込みの意思を確認し、必要な同意を得た上で、当社若しくはアライアンスパートナーに紹介することとします。
 - (1) 提携ローンが借入希望者の需要を満たすこと
 - (2) 借入希望者が審査要綱に適合すること
2. 書類受渡補助業務
取次店は、前条に従い借入希望者を紹介する場合、当社が借り入れ希望者との間で行う、借入申込書等の交付、記載指導、必要書類を含めた当該書類の収集業務等において、それが遅滞無く行えるよう補助することとします。

第3条（対価）

第2条の業務に対する当社から取次店への対価の支払はありません。

第4条（再委託）

取次店は第2条の業務を、当社の事前の承諾なしに第三者に再委託することはできないこととします。

第5条（競業禁止義務）

取次店は、当社以外の第三者と本規約業務と同一若しくは類似する業務を受託する契約を締結する際には、事前に当社の書面による承諾を得なければならないものとします。

第6条（機密保持）

1. 本規約の当事者は、本規約の履行に関連して知り得た他の当事者の営業上の情報（以下「秘密情報」といいます）を、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。但し、法令、行政当局、裁判所により開示することが義務付けられた場合についてはこの限りではありません。また、以下の各号に該当するものは秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 提供もしくは開示の時点で、既に一般に公知となっていた、または既に知得していたもの
 - (2) 提供または開示を受けた後、自己の責めに帰せざる事由により公知となったもの
 - (3) 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から第三者への開示につき事前に書面による承諾を得たもの
2. 本規約の当事者は、他の当事者から提供または開示された秘密情報を本規約の目的を達成するためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとします。

第7条（個人情報保護）

1. 取次店は、当社への顧客紹介に関連して知りえた借入希望者の個人情報（以下「個人情報」といいます）を、当社プライバシーポリシーに基づいて秘密として厳重に管理し、第三者へ開示および漏洩してはならないものとします。
2. 取次店は、個人情報の管理方法について当社より指示があった場合には、速やかにこれに従うこととします。
3. 取次店は、個人情報を当社が指定した目的のみに使用し、これ以外の目的には使用してはならないものとします。

第 8 条 (確認事項)

1. 本規約に定める顧客紹介は、借入希望者に対して、当社若しくは提携金融機関からのローンの提供を保証するものではありません。
2. 当社並びにアライアンスパートナーは、借入希望者と提携金融機関との間におけるローン契約の可否、内容または履行等に対し何ら責任を負うものではありません。
3. 当社、アライアンスパートナー並びに取次店は、提携金融機関による融資審査に参加する権利を有するものではありません。
4. 当社、アライアンスパートナー並びに取次店は、提携金融機関の代理権を有するものではありません。
5. 取次店は上記の事項を認識し、借入希望者に対して明確にその旨を伝えることとします。
6. 取次店は本規約に基づく業務に関して借入希望者を含む第三者との間に紛議が発生した場合には当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、取次店の責任において当該紛議を解決することとします。

第 9 条 (顧客紹介の停止)

本規約の当事者が次の各号のいずれかにでも該当した場合には、当事者の一方より何ら通知・催告無しに直ちに第 2 条に定める業務を停止することができます。

1. 手形または小切手が不渡りになったとき
2. 差押え、仮差押えまたは競売の申し立てがあったとき、若しくは租税滞納処分をうけたとき
3. 破産、会社整理開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の申し立てがあったとき、若しくは清算手続にはいったとき
4. 合併によらずに解散若しくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
5. 本規約に基づく責務を履行せず、当事者の一方から相当の期間を定めて催告を受けたにも拘らず、なおその期間内に履行しないとき
6. 当事者、その役員もしくは使用人、あるいは第 2 条の業務の当事者による再委託先が、暴力団等の反社会的勢力に該当あるいは関係することが判明したとき
7. 当事者の名誉若しくは信用を害し、または害するおそれのある行為を行ったとき、当事者間の信頼関係を害するような行為を行ったとき

第 10 条 (損害賠償)

本規約の当事者は、本規約に基づく責務を履行しないこと、若しくは前条各号のいずれか一つにでも該当したことにより相手方に損害を与えた場合、本規約の規定に拘らず賠償責任を負うものとします。

第 11 条 (譲渡の禁止)

本規約の当事者は、本規約に基づく権利義務の全部または一部を、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に譲渡できないものとします。

第 12 条 (本規約の変更)

当社は、本規約を書面による通告をもって適宜変更することができます。

第 13 条 (存続条項)

取次店は、当社への顧客紹介終了後においても、第 6 条、第 7 条、第 8 条 第 6 項、第 10 条、本条、第 15 条及び第 16 条の各規定は、なお有効に存続するものとします。

第 14 条 (協議事項)

本規約の解釈につき疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項については、本規約の当事者間で誠意を持って協議解決を図るものとします。

第 15 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は日本国の法律とします。

第 16 条 (管轄裁判所)

本規約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2006 年 5 月 1 日 制定
2006 年 8 月 1 日 改訂
2011 年 10 月 1 日 改訂
2013 年 4 月 1 日 改訂